

集団健(検)診業務委託仕様書

1. 委託業務名

集団健(検)診業務委託（健康増進センター会場分）（単価）

2. 目的

がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がんの予防及び早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的とする。

また生活習慣病が様々な合併症を引き起こす要因となっていることから、生活習慣病を予防し、重症化を防ぐことを目的とする。

3. 委託業務

<健(検)診項目>

- ・がん検診等

胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診・子宮頸がんHPV検診・前立腺がん検診・肝炎ウイルス検診

- ・志木市国民健康保険特定健康診査
- ・国保セット健診
- ・志木市健康診査（生活保護等）

担当：健康政策課 健(検)診・保健事業グループ

- ・市民健康チェック

メタボ予防健診・女性の健康チェック

- ・骨粗しょう症検診

担当：健康増進センター

<その他の項目>

- ・特定保健指導初回面接分割実施振分
- ・結果説明会

担当：健康政策課 健(検)診・保健事業グループ

4. 受診対象者

(1) がん検診等

検診日において志木市に住民登録されており、**別紙1**【健(検)診対象者年齢一覧】に該当する人

(2) 志木市国民健康保険特定健康診査

健診日において志木市国民健康保険被保険者で、年度末年齢が40歳以上75歳以下の人

(3) 国保セット健診

上記(1)及び(2)を満たす人で**別紙4**【国保セット健診一覧】に該当する人

(4) 志木市健康診査(生活保護等)

健診日において志木市生活保護受給者のうち社会保険未加入者または中国残留邦人等支援受給者で、年度末年齢が40歳以上の人

(5) メタボ予防健診

健診日において志木市に住民登録されている18歳以上40歳未満の人

(6) 女性の健康チェック

健診日において志木市に住民登録されている18歳以上40歳未満の女性

(7) 骨粗しょう症検診

検診日において志木市に住民登録されており、年度末年齢が40、45、50、55、60、65及び70歳の女性

5. 実施日程 別紙2【令和7年度】

(1) レディースデー

各日受付は8：30～11：30で実施 定員は1日140名とする。

	実施日	場所
1	令和7年10月2日（木）	健康増進センター （住所：志木市幸町3－4－70）
2	令和7年11月15日（土）	
3	令和7年12月18日（木）	
4	令和8年1月11日（日）	

6. 業務内容

(1) 健(検)診前

① 帳票類の作成

市と校正を重ねながら予約表・問診票・紹介状・検査キット・封筒等の配布物を作成する。

② 予約者への発送

予約者のデータが届いたら、帳票類をまとめ健(検)診実施日1週間前までに発送する。詳細なスケジュール及びデータの受け渡しについては別途市と調整する。

(2) 健(検)診当日

① 受付時刻に健(検)診が滞りなく開始できるよう会場設営等の準備を事前に行う。

② 受付で予約内容と当日の本人の状況等を確認し、健(検)診受診方法を案内する。

③ 健(検)診の実施 別紙3【健(検)診内容一覧】を参照

④ 会計で受診内容を確認し自己負担額を徴収するとともに領収書を発行する。

別紙3【健(検)診内容一覧】を参照

※当日、受診券・無料クーポン券を忘れた場合の対応については、市と協議し対応を決定すること。

⑤ 結果説明会の案内を行うとともに、特定保健指導の見込み対象者を振分けし、初回面接（別途業者選定）へ案内する。

⑥ 健(検)診の終了を確認し、使用した物品を元に戻し片づけを行う。

⑦ 下記提出物を作成し、市担当へ渡す。

ア 受付名簿

イ 受診券・無料クーポン券忘れ一覧

ウ 大腸がん検診検体後日提出者一覧

エ 肺・喀痰検査後日提出者一覧

(3) 実施後

指定の期日までに市の指定した形式・媒体で報告書等を提出する。

① 実施後の提出物

ア 業務完了届

イ 事業報告書

ウ 検診結果一覧表（エクセル形式）

エ 結果データ（特定健康診査等）

市指定の項目及び形式で作成した結果データ（装飾子なしのカンマ区切りCSV）を電子媒体で作成しCD-R等に保存のうえ提出すること。市の確認後、不備のあったデータについては至急修正し、再提出をする。

オ 結果データ（がん検診等）

市指定のレイアウト通りに作成したテキスト形式の結果データを電子媒体で作成しCD-R等に保存のうえ提出すること。市の確認後、不備のあったデータについては至急修正し、再提出をする。

がん検診等の結果データをテキスト形式で作成が難しい場合や、データ作成不備が改善されない場合は、市が指定する様式のレイアウトで実施し、紙媒体で結果を提出すること。

カ 市指定のレイアウトで作成した結果データ（推定摂取食塩量）

市指定のレイアウト通りに作成したテキスト形式のデータをCD-R等の電子媒体で作成し提出すること。検査値については、小数点第1位までとする。（小数点第2位は、四捨五入する。）

キ 受診券・無料クーポン券（ハガキ）

ク 特定健康診査受診券（特定健診受診者）

ケ 請求書及び請求明細

費用を項目ごとに分け、請求書に上記ア～クをそれぞれ添付し、実施日程に対応する結果説明会実施日以後2週間以内に提出すること。提出先は、上記「3. 委託業務」の担当とする。ただし、骨粗しょう症検診については、国民健康保険被保険者の費用は健康政策課へ提出すること。

7. 健(検)診内容・注意事項

レディースデーの日程に係る健(検)診当日に従事するスタッフ（案内等含む）は、女性を配置すること。

（１）がん検診

がん検診は、健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第１９条の２に基づく健康増進事業として位置づけられ、市町村で実施するものである。

平成２０年３月３１日付け厚生労働省健康局長通知「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」及び【がん検診実施要領】に基づき、次のとおり実施すること。

① 乳がん検診従事者について

撮影を行う診療放射線技師・医師は、乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラム講習会を修了し、その評価試験でＡまたはＢの評価を受けているものとする。また、読影医師の少なくとも一人は乳房エックス線写真撮影に関する適切な講習を修了し、その評価試験でＡまたはＢの評価を受けているものとする。

乳房エックス線撮影における線量及び写真またはモニタの画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構(旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会)の行う施設画像評価を受け、ＡまたはＢの評価を受けていることとする。

- ② 肺がん検診の喀痰細胞診については、３日間採取した検体のみを対象とし、１日分のみ提出をした者、２日分のみ提出をした者及び当日検体未提出者については、キャンセルとする。
- ③ がん検診非対象者が問診の段階、若しくは検診実施中に申告した場合は、検診を中止する。本人の希望は受け入れない。
- ④ 問診で知り得た内容については、検診結果に反映させる。
- ⑤ 検診結果通知表、精密検査結果連絡票及び紹介状は受診者へ渡す。

（２）志木市国民健康保険特定健康診査

志木市国民健康保険特定健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）に基づき実施するものである。

厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」及び【特定健康診査実施要領】に基づき、特定健康診査業務並びに、特定健康診査実施に伴う業務を実施すること。また、特定健康診査受診者へ食塩摂取量測定検査を実施するものとする。

推定摂取食塩量基準値については、日本人の食事摂取基準２０２０で示されている男性７.５g未満、女性６.５g未満を表記する。

検査値の結果については、小数点第1位(小数点第2位は、四捨五入する。)とし、基準値以上の場合に検査値の横に↑またはH(High)等のみを表記すること。異常、精密検査等の判定結果は記載しない。検査結果の余白部分等に、食塩摂取過多による健康への影響について記載する。記載内容については、市と協議し決定すること。

(3) 志木市健康診査(生活保護等)

【健康診査実施要領】に基づき業務を実施すること。

(4) メタボ予防健診

【志木市メタボリックシンドローム予防健康診査実施要綱】に基づき業務を実施すること。

(5) 女性の健康チェック

【志木市女性健康診査実施要綱】に基づき業務を実施すること。

(6) 骨粗しょう症検診

【志木市骨粗しょう症検診実施要綱】に基づき業務を実施すること。

(7) 注意事項

- ① 受診者のプライバシーに十分配慮すること。
- ② 感染症対策を十分に行い実施すること。
- ③ 受診時、受診者の移動の順序を明確にし、表示や案内係を配置する等、スムーズに受診できるよう人員を配置すること。
- ④ 受診者の待ち時間を少なくするよう努めること。やむを得ず、待ち時間が生じる場合は、受診者が不快を感じないよう環境に配慮すること。
- ⑤ 検査着を使用する場合は、人数分用意し、洗濯(クリーニング)してあるものを用意する。また、各自、洋服等持ち歩けるようデスポーザブルの袋を準備すること。
- ⑥ 受診者が各健(検)診を回る場合は、忘れ物がないように十分注意すること。
- ⑦ 準備から片付けまで対応し、健(検)診に必要な物品等は全て用意すること。
特に、健(検)診実施後の各会場は、清掃し原状回復を徹底すること。
- ⑧ 情報の共有は常に市に行うこと。
- ⑨ 不測の事態が発生した場合には、市と協議し対応を決定すること。

8. 保健指導対象者の振分け

集団健診当日の対応（特定健康診査受診者のみ）

集団健診当日の、腹囲、血圧、BMI、問診票（服薬）から特定保健指導見込み対象者の振分けを行う。

※前年度対象者については、腹囲、BMI、服薬を基準に振分けを行う（血圧が基準値内でも初回面接へつなぐこと）。また、面接会場の確保及び会場設営をすること。

＜特定保健指導見込み対象者基準＞

① 前年度特定保健指導対象者

- ・ 特定健康診査受診者で40～74歳の志木市国民健康保険被保険者（年度末年齢40歳を含む）
- ・ 服薬（糖尿病、高血圧症、脂質異常症の治療に係る薬剤の服薬がない）
- ・ 腹囲（女性：90cm以上、男性85cm以上）又はBMI（ $BMI \geq 25 \text{ kg/m}^2$ ）

② 当日見込み対象者

- ・ 特定健康診査受診者で40～74歳の志木市国民健康保険被保険者（年度末年齢40歳を含む）
- ・ 服薬（糖尿病、高血圧症、脂質異常症の治療に係る薬剤の服薬がない）
- ・ 腹囲（女性：90cm以上、男性85cm以上）またはBMI（ $BMI \geq 25 \text{ kg/m}^2$ ）かつ血圧（130／85mmHg以上）

9. 結果説明会【令和6年度参考】

各日受付は9：30～11：30で実施

実施日	場所
令和6年11月8日（金） （10月3日健（検）診分）	健康増進センター （住所：志木市幸町3-4-70）
令和6年12月1日（日） （11月3日健（検）診分）	
令和6年12月22日（日） （11月10日健（検）診分）	
令和7年1月19日（日） （11月28日、12月15日健（検）診分）	
令和7年3月1日（土） （2月1日健（検）診分）	

(1) 結果説明会当日の実施体制

結果説明会当日は、健(検)診結果票返却後、健(検)診結果票の見方、精密検診票の取り扱い、生活習慣病予防や市で実施する健康づくり事業の周知・広報を実施し、個別相談希望者には同日開催する個別相談へ案内するスタッフを配置すること。

スタッフ数については、参加人数に対応できる人数を配置すること。

ただし、効率的な運用にて健(検)診の流れを円滑に進めることを条件として、市と事前協議のうえ了解を得られたものに限り、下記アの方法に代えることができ、イの業務を兼務できるものとする。

詳細について市と協議のうえ決定すること。

ア 小グループ説明会

講義形式での指導経験を有し、検査の結果が説明できる者

イ 個別相談

個別形式の指導経験を有する保健師または看護師、管理栄養士

また、上記以外で結果説明会実施に必要な人員配置については、市と協議のうえ決定すること。

(2) 健(検)診結果返却に関する業務

- ① 集団健(検)診受診時に配布した結果説明会案内及び本人確認書類等により、対象者確認をした上で、健(検)診結果票を手渡しにて返却する（本人の同意があれば、本人及び家族の本人確認書類等を確認し、家族に健(検)診結果票を返却しても良いものとする）。
- ② 健診結果説明会に参加しなかった対象者の健(検)診結果票は、郵送にて配布する。

(3) 特定保健指導の実施案内

血液検査等全ての健(検)診結果が揃った後に、医師が総合的な判断を行った上で、特定保健指導対象者（動機付け支援・積極的支援）を確定させる。

判定結果は結果通知書へ記載し、本人へ通知すること。

集団健(検)診当日に初回面接1回目（分割実施）を行った特定保健指導対象者に対し、初回面接2回目（分割実施）の案内をする。また、血液検査等全ての健(検)診結果が揃った後に、特定保健指導が確定した対象者については、結果説明会当日に初回面接を実施するため、案内（別途業者選定）を行う。

(4) 実施後

指定の期日までに市の指定した形式・媒体で下記のデータ及び報告書等を提出する。

ア 業務完了届

イ 結果説明会参加者一覧表（エクセル形式）

ウ 特定保健指導対象者データ（健診結果データ・特定保健指導区分等を含む）

※データの詳細については、事前に市と協議のうえ決定すること。

(5) 実施の詳細については、事前に市と協議のうえ決定すること。

10. その他

(1) 個人情報の取扱いについては、関係各法及び「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。

(2) 健(検)診関係書類を契約期間終了後においても5年間は保存すること。

(3) 実施に関する詳細な内容については、あらかじめ市と協議するとともに、この仕様書に定めのない事項及び業務の遂行に当たって疑義が生じたときは、必ず市の指示を受けて実施すること。